

添付資料 27-1

国会会議録検索システム

トップ画面へ ▲

ヘルプ

本文表示

検索結果一覧画面 ▶

前会議録

次会議録

検索条件入力画面 ▶

[059/062] 90 - 衆 - 法務委員会 - 2号
昭和54年12月11日

会議録(冊子)画像

発言者: 50 / 143検索語:

○西山最高裁判所長官代理者 ただいま御質問の問題につきましては、いろいろの見解があり得るかと思いますが、最高裁判所の大法廷がとっております見解は、先ほど私が御説明したとおりでございます、私どもとしましては、最高裁判所の事務総局といたしまして、最高裁判所の庶務をつかさどっている職務関係にございます。最高裁判所から出されました判決について論評を加える、あるいは判文の解釈や根拠を示したりするというふうな立場にございませんことを御下解いただきたいというふう考えるわけでございます。

添付資料 27-2

国会会議録検索システム

トップ画面へ ▲

ヘルプ

本文表示

検索結果一覧画面 ▶

前会議録

次会議録

検索条件入力画面 ▶

[059/062] 90 - 衆 - 法務委員会 - 2号
昭和54年12月11日

会議録(冊子)画像

発言者: 44 / 143検索語:

○西山最高裁判所長官代理者 いまの御質問の点に関しましては、先ほどお示しになりました最高裁判所の昭和二十七年十月八日の大法廷の判決及び昭和二十八年の四月十五日の大法廷の判決がございますが、いずれも、先ほど御指摘になられましたように、具体的な事件を離れて抽象的に法律、命令等が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有するものではない、それが最高裁判所の立場である。それから、憲法八十一条は最高裁判所が違憲審査を固有の権限とする始審にして終審である憲法裁判所たる性格をも併有すべきことを規定したのではない、こういうふうなことを判示しておるわけでございます。

